

社会保険労務士法人  
**桑原事務所**

NEWS

**2025年3月5日号**  
**育児休業給付金の延長手続きが変わります**

---

**1分でわかる！**  
**会社を成長させるための**  
**桑原事務所メルマガ通信**

---

みなさま、おはようございます。

2025年4月から、育児休業給付金（以下「給付金」）の延長手続きが変わることをご存じでしょうか？現在育休中の従業員がいる、これから育休をとる予定の従業員がいる、といった会社さんはぜひご一読下さい。

子どもを保育所へ入所させることができなかった場合、市区町村が発行する「入所保留通知書」等をハローワークに提出することで、給付金の延長が認められます。これは、子どもを保育する者がいないため、育休を延長せざるを得ない状況に対する措置です。しかし、中には、給付金を延長したいがために、保育所への入所意思がないにも関わらず、入所申し込みをするようなケースもあったようです（たとえば、入所が見込めない保育所へのみ申し込みを行う等）。

**【改正後】**

従来の「入所保留通知書」等に加え、以下書類が必要になります。

- ・ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

申告書の様式や詳細は以下をご確認下さい。リーフレットを対象者にお渡し頂くのも良いかもしれません。

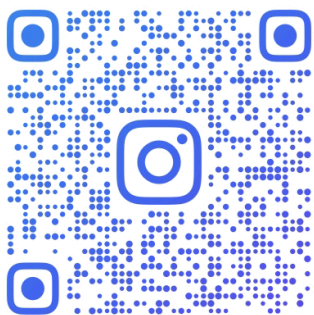
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00040.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

---

社会保険労務士法人桑原事務所  
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1  
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)  
FAX:0835-26-0023  
MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

